rit a mi

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.



令和7年10月24日 国土交通省関東地方整備局

総務部

# 指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社中央技術コンサルタンツ(東京都新宿区)に対して、指名停止 措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話: 048-601-3151 (代表) FAX: 048-600-1370

○総務部契約課 課長 榎本 (内線:2511)○総務部契約課 課長補佐 大平 (内線:2517)

電話: 0 4 5 - 2 1 1 - 7 4 1 2 (代表) FAX: 0 4 5 - 2 1 1 - 0 2 0 5

 契約管理官
 黒木 (内線:5880)

 経理調達課
 課長
 池田 (内線:5870)

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指	名	停	止	措	置	業	者	住 所	
株式会社中央技術コンサルタンツ								東京都新宿区西新宿8-5-1		

## 2. 指名停止措置期間

令和7年10月24日から令和7年12月23日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置対象区域: 関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が 漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契 約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の 罪で起訴された。

その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

#### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の支店長が公契約関係競売入札妨害の罪で逮捕及び起訴されたことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第8号>

措	置要	件	期	間
(公契約関係競売等妨害)	ては談合)			
し、一般役員等又は使月限る。)が公契約関係競れ、又は逮捕を経ないるる場合を除く。)。 イ 当該地方整備局の	競売等妨害又は談合の額	はイに掲げる場合に 容疑により逮捕さ き (第12 号に掲げ の公共機関の職員	か 2ヵ月以上	派を知った日 ら 1 2ヵ月以内 1 2ヵ月以内